

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

裾野市

2 構造改革特別区域の名称

富士山すその湧水 どぶろく・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

裾野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・面積・地勢

裾野市は静岡県の中、富士山のふもとに広がり、東は箱根の外輪山の分水嶺で神奈川県箱根町と、西には愛鷹連山で富士市と接している。南は愛鷹山及び箱根山のすそので長泉町（南西）・三島市（南東）に、北は大野原で御殿場市と接している。また、中央部を駿河湾にそそぐ黄瀬川が流れている。

面積は 138.39 平方キロメートル、標高は 78.5m から 2,169m まで続いており、標高差が大きい。

(2) 気候

気候は太平洋岸式東海気候区に属し、平地部では夏涼しく冬暖かい県内でも住みよい地域だが、約 2,100m の標高差があるため、標高の高い市の北西部では冬の最低気温が氷点下 10 度近くになり寒さが厳しいところもある。

降水量は直近 5 年間の平均で約 1,900mm であり、特徴として夏は雨が多く冬は雨が少ない。

(3) 人口・世帯の動向

人口は 54,413 人（平成 21 年 1 月 1 日現在）、世帯数は 20,897 世帯である。自動車関連企業の独身寮があるため、人口増加率や出生率、年少人口・生産年齢人口割合は県下でも屈指の高さを誇り、人口も増加傾向にあったが、今後は昨今の経済情勢の悪化や産業構造の変化などにより、人口も減少し高齢化も進む可能性が高い。

(4) 産業の状況

裾野市は江戸時代の深良用水に代表されるように、長らく農林業である第 1 次産業が主産業として栄えてきた。しかし、昭和 35 年に制定した工場設置奨励条例や昭和 63 年に裾野 I.C が開設されたことなどから大手企業が立地するようになり、産

業構造が大きく変化したことから第2次産業へ転換が進んだ。

近年では第3次産業であるサービス産業も拡大しており、首都圏から100キロ圏内である立地を活かし、富士山を活用した富士サファリパークやスノーランド「イエティ」を始めとした観光産業も盛んになってきている。

平成17年国勢調査では、第1次産業の就業者数は837名で全体の2.9%、第2次産業は10,473名で36.7%、第3次産業は17,157名で60.0%を占めており、極端に第1次産業の割合が少ない都市化の構造をなしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市でも農業従事者の高齢化や極端な担い手不足が原因で、年々遊休農地が増加し農地の荒廃が進んでいる。

また、観光面では伊豆・箱根・富士山といった有名な観光地への通過点であり、当市に滞留・滞在する観光客は少なく、交流人口も限られている。

こうした現状を打開するため、古くから食堂・民宿等を経営する農業者から「どぶろく」や「リキュール」を新たな特産品として提供したいとの申し出があった。

水は、裾野市の豊富な資源である富士山のおいしい地下水や湧水を使用し、「リキュール」の原料には特産物である苺、カリン、梅、しそを活用する。

農業者の経営する食堂・民宿等で「どぶろく」や「リキュール」を提供することにより、原料となる酒米や果実等の需要が増加するほか、これを機に観光客の滞留・滞在が促進されることで、地域振興や新たな雇用確保が期待できる。

農業面では農業者の就労意欲や地域の地産地消意識を高め、担い手確保や遊休農地の解消に効果的である。

また、観光面では全国的に知名度が高くB1グランプリに上位入賞しているモロヘイヤ入り「すその水ギョーザ」や富士山の世界遺産への取組ともうまく絡めることにより、「すそのブランド」が更に浸透し交流人口が増加するものと考えられる。

このように、地域の活性化を図る上で、本計画の実施は必要不可欠である。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「特定農業者による特定酒類の製造事業」及び「特産酒類の製造事業」において、農家自らが生産した米による自家製の「どぶろく」や地域の特産物である苺、カリン、梅、しそを原料とした「リキュール」を製造することによって、地域の活性化を促進し、農産物の生産拡大と本市のさらなる知名度の向上を目指す。

「富士山」と「すその水ギョーザ」に「どぶろく」と「リキュール」が加わることで、首都圏域からの観光客を呼び込み、地域の良質で新鮮な農産物を使った食事の提供や農産物直売所での特産物販売の機会を増やすことで、農産物全体の販売促進に繋げる。

富士山や箱根山を始めとした豊かな自然環境に恵まれ、「富士山」や「すその水ギョーザ」

ヨーザ」等の観光資源を持つ本市に新たな魅力を加えることで「すそのブランド」を定着させ、農業振興と観光振興の両面から地域活性化を図ることを目的とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

当市の農業・観光振興策の新たな取組として農家民宿や農園レストラン等での事業展開は農業経営の安定化と観光事業の活性化にとって極めて重要である。裾野市商工会の「すそのブランド推進事業」と併せた取組を行い、本市の豊富な地域資源を広く周知する。「すそのブランド」の定着は、農産物の域内消費の増加や販売促進、及び交流人口の拡大にとって最も効果的である。

(1) 観光客数の増加

富士山周辺の単なる観光地から、「すその水ギョーザ」、「どぶろく」、「リキュール」等の豊富な地域資源を有する特色ある観光地として脱皮することで観光客の増加が期待できる。

区分	平成 20 年度実績	平成 25 年度目標
観光交流客数	2,402,013 人	2,450,000 人
宿泊者数	96,896 人	98,800 人

(2) 「どぶろく」、「リキュール」の製造件数

「すその水ギョーザ」のほかに、新たな特産品として「どぶろく」と「リキュール」が加わることで地域のブランド化を促進し、知名度のアップや集客力の向上が期待できる。また、農家民宿や農園レストラン等の起業を促すことで滞留・滞在時間を確保し、通過型観光からの転換を図る。

区分	平成 22 年度目標	平成 25 年度目標
農家民宿等での「どぶろく」製造件数	1 件	2 件
農家民宿等での「リキュール」製造件数	0 件	3 件
合 計	1 件	5 件

(3) 農産物・特産品販売所「JA ふれあい市」の販売額の向上

特産品販売と併せて、本市の良質で新鮮な農産物やこれを原料とした加工品販売にも積極的に取り組むことで、農産物等の直販施設での売上増加が期待できる。

区分	平成 20 年度実績	平成 25 年度目標
農産物・特産品販売所の販売額	151,296 千円	170,000 千円

8 特定事業の名称

707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
709	特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「すそのブランド推進事業」との連携強化

現在、裾野市では、裾野市商工会を中心に市内の特産品を掘り起こし、磨き上げ、広く情報発信をすることで、本市の産品・製品・サービス等の付加価値を高め地域ブランドとして定着させることを目的とした「すそのブランド推進事業」を展開している。

本事業を推進し連携を強化することで、農産物や加工品等の豊富な地域資源の新たな需要を開拓し生産拡大に努めるとともに、交流人口の拡大にも取り組むことで地域の活性化を図る。

(2) 農産物・特産品販売所の活性化

裾野市に平成11年度にオープンした農産物・特産品販売所「JAふれあい市」は、市内の農家等が持ち寄る収穫したばかりの良質で新鮮な野菜や、手作りの農産加工品等を直販する施設として定着しており、年間売上額は1億5千万円を超え、市内外から延べ15万5千人（平成20年度）程度が訪れる。

小規模農家でも比較的参画しやすい施設として直売所の活用が図られており、農家にとっては、収入の安定に繋がる一方、消費者にとっては、生産者と直接顔を合わせることで「食の安全・安心」という信頼感も醸成されている。本市の農業振興や交流人口の増加にとっても重要な役割を果たしていることから、施設での「リキユール」販売や四季折々のイベント開催など各種活性化策を講じることで、更なる販売促進に取り組む。

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農園レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

裾野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として「どぶろく」を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、「富士山」や「すその水ギョーザ」等の観光資源を持つ本市に新たな食の魅力が加わることになり、「すそのブランド」の定着に寄与するほか、農業振興と観光振興の両面から地域活性化を図るうえでも当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（苺、カリン、梅、しそ）を原料とした「リキュール」を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

裾野市の全域

(3) 事業に実施期間

上記2に掲載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした「リキュール」の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物（苺、カリン、梅、しそ）を原料とした「リキュール」を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことは、「富士山」や「すその水ギョーザ」等の観光資源を持つ本市に新たな食の魅力が加わることになり、「すそのブランド」の定着に寄与するほか、農業振興と観光振興の両面から地域活性化を図るうえでも当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。